

1 日 時

令和6年3月27日（水）午後4時～午後6時

2 場 所

オンライン（Zoom）

3 出席委員

福田部会長、城市部会長職務代理者、上菌委員、勝部委員、中田委員、本多委員、柳川委員、渡邊委員

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 含暉院障壁画 附 納め箱（所有者 宗教法人佛通寺）

5 議事概要

(1) 開会

本会議は、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項に規定する定足数を満たしており、成立することを確認した。

(2) 会議の公開について

審議途中の案件であることから、教育委員会による指定可否の決定まで非公開ということとし、決定後、議事録をもって公開することとした。

(3) 議事

上記「4 審議事項」に係る文化財について、城市委員の執筆した指定調書（案）の内容について審議した。

《委員からの主な質疑応答・意見等》

○ 次の箇所を修正いただきたい。

- ・ 山口県立美術館の展覧会の開催年 「本年」→「平成30年」
- ・ 三原市重要文化財への指定年 「本年」→「平成30年」
- ・ 所見の4行目、「(170-3、170-13)」の番号を削除

○ 次の箇所を確認いただきたい。

- ・ 「（福田氏による復元案がある）」の部分は論拠として重要だと思うので、括弧を外して文頭に持ってきてはどうか。
- ・ 「連芦図」→「蓮芦図」ではないか。
- ・ 狩野派の集団制作の可能性が高いことを明記するのであれば、例えば、「長男の作風が窺える」など、具体を記載してもよいのではないか。
- ・ 「等顔の長男である等屋の可能性も考慮すべき」の箇所について、影山純夫氏の指摘であることを文頭に持ってきてはどうか。また、影山氏の所見を記載し

た部分について、最初に出てくる箇所に文献を記載し、次に出てくる箇所は「影山氏によると」とすればよいと思う。

- 1頁の「慶長2年」と年代推定する根拠として、書院の建築年代に触れたほうがよいと思う。
- 1頁の狩野永徳や長谷川等伯との比較の部分について、雲谷等顔の作風が派手さに乏しいことが分かるよう、「優れた作風であるが、」の部分を前に移動してはどうか。
- 制作年代は重要な情報なので、建物の建築時期が書かれた文書名を記載する等、根拠となる史料情報を再度確認をしていただきたい。併せて、概要説明に書院の建築年代について記載してはどうか。
- 指定調書（案）の冒頭の【年代】の記載について、このように慶長元～2年のように限定的に記載しないといけないのか。  
⇒（事務局）そのような決まりはなく、「○世紀前半」のように幅のある記載をすることもある。他の事例の指定調書の書き方も確認しておく。
- 頭に「（推定）」と付ける方法、「○年頃」「文禄5年～慶長2年」「16世紀末～17世紀初頭」などの記載も考えられる。年代の指定調書への適切な書き方について、もう少し検討いただきたい。
- 作者が雲谷等顔であることは事実だが、障壁画の制作年代が必ずしも建物の建築年代に一致するとは限らず、落成後しばらくして制作される場合も比較的事あることから、推定であることを何らかの形で示したほうが誤解を生まないと思う。
- 指定調書（案）の冒頭の【年代】の記載は「16世紀末～17世紀初頭」のように幅を持たせ、本文中で建物の完成した慶長元年～2年とさほど変わらない時期であることに触れることとしてはどうか。
- 「障壁画」と「襖絵」が混在しているが、「障壁画」に統一してはどうか。
- 団扇が貼られた1幅について、印影などから一連の雲谷等顔筆として本指定の29幅に含めてもよいかどうかは検討を要するが、案のとおり本指定に含み、本文中で作者等について補足説明する対応が考えられる。  
なお、「鑑識」という用語が指定調書中で適切かどうか確認いただきたい。
- 障壁画の配置がある程度推定できる記載のある納め箱が残っていることは重要だと思う。ただし、障壁画が書院にあったことが明記されていない点、禅宗寺院では書院という呼び方を余りしない点から、指定名称には案のとおり「書院」の名称を入れないことも考えられる。
- 書院を建て替えたり、あるいは修繕を施した場合、障壁画も繕いの対象となるため、当該1幅がその時に制作された可能性もある。
- 所見の部分で、まずは現存の障壁画が県指定にふさわしいことを明記することが重要だと思う。傷みの進行や修復の必要性、現在散逸している障壁画の存在なども事実即して記載したほうがよいと思う。
- 文禄から慶長にかけて造られた書院が現在はないこと、一方で少なくとも文化11年に箱に納めた時点では書院が存在したことも明記したほうがよいと思う。
- 調書の構成としては、一般的には、伝来、形状・材質、現状という順序が分かり

やすいと思う。その上で、最後に所見として、これまでの諸説と城市委員の理解、本件文化財の重要性と、県内や他県事例に照らして県指定にふさわしい旨を記載してはどうか。

- 制作年代の根拠として、建物の建築年代からだけでなく、作風や作品から得られる情報からも年代が推定できることが理解できるとよいと思う。
- 本件の場合、作者が雲谷等顔であることがはっきりしていること、佛通寺や小早川氏、毛利氏との関連が重要であるため、概要や歴史的背景にもある程度触れておいたほうがよいと思われる。
- 指定調書に添付する資料としては、写真のほか、納め箱の墨書や配置図面を掲載してはどうか。

## 6 審議結果

今回会議の意見等を踏まえ、城市委員において事務局と連携して指定調書（案）を修正し、次回の美術工芸部会において改めて審議することとした。